

諮問番号：令和元年度諮問第37号
答申番号：令和元年度答申第44号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成30年8月27日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

完治のない血液のがんであり、悪化もしている。平成30年6月までは「要介護3」だったが、今回いきなり「非該当」になり日常生活ができない状態になっている。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 本件についてみると、処分庁は、「生活保護法による介護扶助の運営要領について」（平成12年3月31日社援第825号厚生省社会・援護局長通知。以下「介護扶助運営要領」という。）の第4の1及び2（2）アに基づき、審査請求人の介護扶助の要否判定の一環として審査判定を委託した〇〇〇〇介護認定審査会（以下「介護認定審査会」という。）の判定結果が「非該当」であったことから、本件処分を行ったものと認められる。
- (2) 本件処分に際して行われた介護認定審査会による審査請求人の要介護認定の審査判定の妥当性について、「生活保護法に基づく介護扶助に係る審査

請求の取扱いについて」(平成14年8月29日社援保発第0829002号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。)及び行政不服審査法(平成26年法律第68号)第34条に基づき、大阪府介護保険審査会会長に対し鑑定を依頼したところ、「妥当である。」との回答が得られた。

- (3) 以上のとおり、審査請求人の要介護認定等の審査判定は適正に行われており、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

| | |
|------------|---|
| 令和元年12月19日 | 諮問書の受領 |
| 令和元年12月23日 | 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：1月14日 口頭意見陳述申立期限：1月14日 |
| 令和2年 1月 9日 | 第1回審議 |
| 令和2年 1月28日 | 第2回審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第15条の2第1項は、「介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者をいう。(中略))に対して、(中略)行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者(同条第4項に規定する要支援者をいう。(中略))に対して、(中略)行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない居宅要支援被保険者等(同法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。)に相当する者(要支援者を除く。)に対して、(中略)行われる。(後略)」と定めている。
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9に基づく処理基準である介護扶助運営要領の第4の1は、「介護扶助については、介護保険制度の保険給付の対象となる介護サービスと同等のサービスを、介護保険制度とあいまって、要保護者に対し保障するものである。(中略)介護保険制度の被保険者でない40歳以上65歳未満の要保護者で介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条各号の特定疾病により要介護状態又は要支援状態にあるものについては、自立支援給付等の活用が可能な場合は、その優先的な活用を図った上で、なお介護サービスの利用が必要不

可欠であると認められる場合において、介護扶助の要否判定に当たり被保険者と同様に要介護状態又は要支援状態の審査判定を受け、要介護状態又は要支援状態に応じ介護扶助を受けることとするものである。(後略)」と定めている。

- (3) 介護扶助運営要領の第4の2(2)アは、介護保険の被保険者でない要保護者について、「(前略) 要介護認定又は要支援認定については、介護扶助の要否判定の一環として生活保護制度で独自に行うこととなる。この場合の要介護状態等(中略)の判定区分、継続期間、療養上の留意事項等について、被保険者とそれ以外の者との間で統一を図る等のため、市町村に設置される介護認定審査会に審査判定を委託して行う。」と定めている。
- (4) 課長通知は、介護保険制度の被保険者でない要保護者に係る介護扶助の決定に対する審査請求の審理に当たっては、「(前略) 介護保険審査会に対して、介護保険制度の被保険者でない要保護者の介護扶助の決定に際し要否判定の一環として行われた介護認定審査会による要介護認定の妥当性について、鑑定を求めることとなる。(後略)」と記している。
- (5) 行政不服審査法第34条は、「審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。」と定めている。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成29年6月29日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。
- (2) 処分庁は、平成30年5月8日に、審査請求人の介護認定の有効期間が同年6月30日で満了することから、審査請求人より、「介護扶助 要介護認定・要支援認定更新申請書」を受領し、同日付けで、「要介護認定等審査依頼書」を〇〇〇〇〇〇〇保健福祉センター保健福祉課(介護保険)課長に提出した。
- (3) 処分庁は、平成30年7月25日に、〇〇〇認定事務センター(介護保険担当)より、審査請求人に係る「介護保険 要介護認定・要支援認定結果等通知書」(以下「通知」という。)を受領した。通知には、審査請求人の判定結果は「非該当」、その理由として「特定疾病に該当しないため」と記載されている。
- (4) 平成30年8月27日付けで、処分庁は、審査請求人の要介護認定について非該当とする本件処分を行った。
- (5) 平成30年8月29日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

(6) 令和元年7月19日付け社援第1893号にて、審理員が大阪府介護保険審査会会長に依頼した審査請求人の要介護認定の妥当性に係る鑑定の結果（「要介護認定の妥当性に係る鑑定結果について」（令和元年11月8日付け高介第3317号（1介鑑第1号）））によれば、介護認定審査会が審査請求人の要介護認定を非該当と判定したことについて、「妥当である」と記載されている。

3 判断

審査請求人は、平成30年6月まで「要介護3」という認定であったのに突然「非該当」になったことで、介護扶助が支給されなくなり、日常生活ができない旨を主張している。

しかしながら、処分庁は、前記1（2）及び（3）のとおり、介護扶助の要否判定に当たり、介護認定審査会に審査請求人の要介護認定又は要支援認定について審査判定を委託し、その結果を基に「非該当」であると認定して本件処分を行ったものと認められる。

介護認定審査会の判定結果については、前記2（6）のとおり、本件審査請求に伴い、審理員が大阪府介護保険審査会会長に鑑定依頼した結果、「妥当である」と鑑定されたことが確認できる。

以上のとおり、介護認定審査会の判定結果は、大阪府介護保険審査会会長により「妥当である」と鑑定され、そして、それを基に行われた本件処分は違法又は不当であるといえない。

よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

4 付言

介護を必要とする状況に大きな変化はないにもかかわらず、特定疾病に該当しないという理由で介護扶助が支給されなくなると、それまでの在宅における日常生活を維持できなくなるおそれも否定できない。処分庁においては、障害者加算の認定や医療扶助（移送を含む）など、本件処分後に審査請求人の日常生活に支障が出ないようにするための支援について、十分に検討する必要がある旨付言する。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 前田 雅子

委員 矢倉 昌子